

緊急事態宣言下での期日開催等に関する申入書

令和2年5月19日

横浜地方裁判所長

杉 原 則 彦 殿

横浜裁判所第7民事部 御 中

神奈川労働弁護団

会長 小 島 周 一

申 入 の 趣 旨

裁判を受ける権利の持つ重要性に鑑み、これを実効性あるものとするために、御庁におかれては、新型コロナウイルス感染防止に留意しつつも、事案の内容、迅速な審理の必要性、当事者の意見や希望等の諸事情を勘案の上、一律な期日取消等の対応を改めて、電話会議の活用、Teamsによる審理、1日あたりの審理件数の制限や出廷人数の調整などの工夫をしつつ、訴訟手続等の正常化に向けて一層の努力をされたい。

申 入 の 理 由

1 はじめに

当弁護団は、神奈川県弁護士会に所属する弁護士約130名によって組織される任意の団体であり、憲法及び労働組合法等によって保護された労働者及び労働組合の権利利益を擁護するべく活動を行っています。

当弁護団の団員は、常日頃より多数の労働事件の代理人として活動し、御庁に係属する多くの労働訴訟事件や労働審判等においても代理人を務めているところ

です。

現在、御庁においては、政府による緊急事態宣言の発令を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に裁判期日の取消等の措置が講じられていますが、かかる措置については、当弁護団の団員よりその改善を求める多数の声が上がっています。

本意見書は、それら団員の声を踏まえ、御庁に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止の要請がある中での裁判期日等の運営について、以下のとおり、改善提言を行うものです。

2 御庁における対応の現状と問題点

御庁においては、政府の緊急事態宣言及び神奈川県の外出自粛要請等を踏まえ、本年4月8日以降に実施される予定であった期日について、保全事件等ごく一部の事件を除いて全てが取り消され、新たな期日の指定もなされない状況が継続しています。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の要請が人命に関わる重要性を有することから、御庁において、裁判所利用者及び職員の皆様への感染拡大を防止するため、一定の措置を講じること自体については、当弁護団もやむを得ないものとして異議を述べるものではありません。

しかし、個々の事件の内容や性質を考慮せずに一律に期日を取り消し、漫然と裁判手続の進行を停止している状況については、改善を求めざるを得ません。

憲法第32条が「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」と規定するのは、単に抽象的な権利を定めたのではなく、法による解決が必要な問題に国民が直面したとき、裁判手続の中で迅速且つ実効性ある解決が図られることを国が保障したものであるというべきです。実際に、裁判所の手続を利用する国民は、多大な労力、時間及び費用を費やした上で、直面する紛争の早期解決、侵害された権利利益の早期救済を訴えているのであり、そのような社会的要請に応えることが裁判所に課せられた責務です。民事訴訟法第2条に「裁判所は、民事訴訟が公正かつ迅速に行われるよう努め」ることが規定されているのも、その趣旨です。

裁判所に係属する事件の中でも、特に、労働事件は、解雇事件に顕著に見られるように、労働者の生活の糧である賃金の支払を求める場合が多く、権利実現までの期間の長短は個々の労働者の生活に直結する極めて重要な関心事です。

また、経済的な側面以外にも、例えば、職場復帰を目指して労働審判等を申し立てている事案等については、当該労働者の職場復帰が遅れば遅れるほど、職務遂行に必要な技術・技能の低下、職場との人間関係の疎遠等により、労働者の職場復帰が困難になり、裁判手続による救済の実効性が失われていきます。

特に個別労働関係民事紛争について、通常訴訟手続とは別に労働審判制度が設けられ、それにより「紛争の実情に即した迅速、適正かつ実効的な解決」（労働審判法1条）を目指しているのも、上記のような労働事件における審理の迅速化に関する強い要請に基づくものです。

3 改善の提言

以上のような裁判手続を迅速に進めることの意義や重要性に鑑みれば、たとえ新型コロナウイルス感染拡大の要請があったとしても、現在のように裁判期日を一律に取り消して審理を完全に停止するのは適当な措置とは言い難いものです。

政府による緊急事態宣言が発令された後においても、裁判所以外の公務職場においては、市民にとって緊急性が高く、継続が求められる公共サービスは、様々な感染防止策を講じながら運営を続けており、一律に停止させるという措置はとっていません。裁判所の運営を継続させ、紛争の早期解決を図る必要性・重要性は、当事者の生活にも直結するものであって、他の公務職場と比較しても決して低いものではありません。

現状の法制度のもとにおいても、電話会議の活用、Teams による審理、1日あたりの審理件数の制限など、当事者の意見や希望を踏まえつつ、柔軟に対応できる方策は考えられます。

当弁護士は、御庁に対し、審理を完全に停止させている現状を改め、審理方法を工夫することにより、裁判所利用者及び職員の皆様の感染拡大の対策を講じつつ、係属する事件の審理を進行させるよう求めます。

以上